

介護保険事業

保険料の額は市民税の課税状況などにより、6段階に区分されています。

これまでは第2・第3段階は1つの区分でしたが、これを2つに分けて負担の軽減を図っています。

また、税制改正によりこれまで市民税非課税だった人や世帯が課税対象となることで、保険料段階が上がり保険料が増額となる被保険者には、3年間の緩和措置を講じることにしています。

介護保険料の算定

	対 象	保険料の算定	年 額
第1段階	・生活保護者 ・老齢福祉年金受給者（市民税非課税）	基準額×0.5	25,200円
第2段階	・世帯全員が市民税非課税 （本人所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下）	基準額×0.5	25,200円
第3段階	・世帯全員が市民税非課税（上の区分を除く）	基準額×0.75	37,800円
第4段階	・本人が市民税非課税で世帯員が課税	基準額×1.0	50,400円
第5段階	・本人が市民税課税で合計所得金額が200万円未満	基準額×1.25	63,000円
第6段階	・本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上	基準額×1.5	75,600円

※基準額は3年ごとに見直しされます。金額は18～20年度の保険料年額です。

学校教育事業

学校給食の保護者負担額、給食形態（米飯・パン・麺の回数のこと）ですが、能代と二ツ井で違いがあります。これについては、新市の学校給食運営委員会にはかつて、できるだけ早く統一することになっています。

給食費の徴収方法は「現行のとおり」としていますが、新市で調整します。スクールバスの運行は「現行のとおり」とし、地域の実情を考えながら新市で運行形態を調整する」となっています。

社会教育事業

図書館・スポーツ施設・そのほかの社会教育関連施設は「現行のとおり」新市に引き継ぎ、新市で管理運営方法等必要な調整を行う」となっています。

成人式は「新市で開催方法等必要な調整を行う」ということにしています。公民館事業・各種教室・講座、各種スポーツ大会等は「現行のとおり」新市に引き継ぎ、新市で開催方法等必要な調整を行う」となっています。